

令和8年5月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和8年5月25日(月) 午後3時00分～午後5時00分

2.開催場所 三芳町役場 301会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	塩野 智恵
	清水 高広
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第118号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第119号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第120号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第121号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第105号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第106号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第107号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第108号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第109号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	江田 直也
主 事	石原 柊	主 事	清水 大輝

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
 本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に矢島秀信委員、鈴木浩之委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第118号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
 議案第119号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
 議案第120号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
 議案第121号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり
 報告第105号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
 報告第106号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
 報告第107号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
 報告第108号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
 報告第109号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和8年5月25日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行
以上でございます。

会長 議案第118号番号1、番号2について、借人が同一のため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。
 議案第118号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。
 番号1、番号2につきましては、
 番号1の所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、
 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
 番号2の所在は、〇〇〇〇の計8筆となります。

所在につきましては、2ページから7ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇は農振地域、そのほかの7筆は農振農用地となります。

面積は上から1,076㎡、988㎡、988㎡、975㎡、864㎡、987㎡、988㎡、976㎡の計7,842㎡であり、

番号1、番号2のどちらも権利が使用貸借権の設定です。

番号1の貸人が〇〇〇〇

番号2の貸人が〇〇〇〇

転貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

番号1は令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間、

番号2は令和8年8月1日から令和14年7月31日までの6年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、耕耘機13台、トラクター10台、もみすり機1台、乾燥機3台、コンバイン4台、トラック6台などを所有又はリースしており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者1名と雇用労働力として年間1200人日となっています。主たる経営作物は、そばとなります。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 現地につきましては綺麗に管理、耕耘されておりました。
〇〇〇〇が借り受けるので、問題ないかと思われます。
審議の程よろしくお願いします。

5番委員 現地につきましては綺麗に管理されておりました。
〇〇〇〇はそばを中心に農業を営まれているので、問題ないかと思われます。
審議の程よろしくお願いします。

会長 議案第118号番号1、番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので議案第118号番号1、番号2は意見無しとします。
議案第118号番号3について、事務局より説明をお願いします

事務局 8ページをご覧ください。
番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、9ページから14ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から5,985㎡、5,015㎡の11,000㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

転貸人は番号1と同一のため省略します。

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和8年8月1日から令和14年7月31日までの6年間となります。

なお、継続の利用権設定となります。

次に借人についての説明ですが、継続案件の場合、手続き上借人の営農能力に関する説明を省略できることとなっております。そのため、本日の説明についても同様に省略させていただきます。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 現地確認及び借人の家族に話を伺いました。
現地につきましては、適切に管理されており、主にさつまいもとルッコラを作付けしていました。借人の農地に隣接しており、使いやすいと思います。慎重審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第118号番号3について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、議案第118号番号3は意見無しとします。
議案第118号番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 再度8ページをご覧ください。
番号4につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、15ページから16ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は1,610㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人は番号1と同一のため省略します。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年8月1日から令和12年11月30日までの4年4カ月間となります。
なお、継続の利用権設定となります。
次に借人についての説明ですが、継続案件の場合、手続き上借人の営農能力に関する説明を省略できることとなっております。そのため、本日の説明についても同様に省略させていただきます。
事務局からは以上です。

- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 1番委員 現地確認を行いました。
現地につきましては、適切に管理されており、いつでも作付け可能であると思います。
慎重審議の程よろしくをお願いします。
- 会長 議案第118号番号4について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第118号番号4は意見無しとします。
議案第118号番号5について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 17ページをご覧ください。
番号5につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。
所在につきましては、18ページから20ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から1,502㎡、480㎡、511㎡の計2,493㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人は番号1と同一のため省略します。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年8月1日から令和14年7月31日までの6年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機4台、トラクター2台、トラック3台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め4名となっています。主たる経営作物は、ほうれん草、枝豆、小松菜となります。
事務局からは以上です。
- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 12番委員 現地確認及び借人に話を伺いました。
現地につきましては、適切に管理されておりました。今後は麦を撒いていく予定とのことでした。問題はないと思いますが、慎重審議の程よろしくをお願いします。
- 会長 議案第118号番号5について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第118号番号5は意見無しとします。
議案第118号番号6について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 21ページをご覧ください。
番号6につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆となります。

所在につきましては、22ページから25ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から1,101㎡、1,181㎡、1,131㎡、1,777㎡、1,677㎡、
1,522㎡、1,508㎡、1,526㎡の計11,423㎡であり、権利が賃借権の設定で
す。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

転貸人は番号1と同一のため省略します。

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年間となります。

なお、継続の利用権設定となります。

次に借人についての説明ですが、継続案件の場合、手続き上借人の営農能力に
関する説明を省略できることとなっております。そのため、本日の説明についても
同様に省略させていただきます。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地確認及び借人に話を伺いました。
現地につきましては、ほうれん草、小松菜、チンゲン菜が作付けされており、空いて
いる部分については適切に管理されておりました。また、借人は今後もほうれん草、
小松菜、チンゲン菜を中心に作付けを行っていくとのことでした。慎重審議の程よ
ろしくをお願いします。

会長 議案第118号番号6について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので議案第118号番号6は意見無しとします。
議案第118号番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局 26ページをご覧ください。
番号7につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計5筆となります。
所在につきましては、27ページから29ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から1,089㎡、1,224㎡、1,233㎡、1,199㎡、1,536㎡の計6,281
㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人は番号6と同一のため省略します。
転貸人は番号1と同一のため省略します。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、
令和8年8月1日から令和14年7月31日までの6年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。
次に借人についての説明ですが、継続案件の場合、手続き上借人の営農能力に関する説明を省略できることとなっております。そのため、本日の説明についても同様に省略させていただきます。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地確認及び借人に話を伺いました。
現地につきましては、長ネギ、枝豆、ほうれん草が作付けされており、空いている部分については適切に管理されておりました。今後はほうれん草、茶豆、大根を作付けしていく予定ことでした。慎重審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第118号番号7について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので議案第118号番号7は意見無しとします。
議案第118号番号8について、事務局より説明をお願いします。

事務局 再度26ページをご覧ください。
番号8につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、30ページから31ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から926㎡、1,560㎡の計2,486㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人は番号1と同一のため省略します。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。
次に借人についての説明ですが、継続案件の場合、手続き上借人の営農能力に関する説明を省略できることとなっております。そのため、本日の説明についても同様に省略させていただきます。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地確認及び借人に話を伺いました。

現地につきまして、面積が大きい筆は里芋が作付けされており、もう一方の農地は空いており、適切に管理されておりました。今後は水菜、ほうれん草、長ネギ、里芋を作付けしていく予定とのことでした。慎重審議の程よろしく申し上げます。

会長 議案第118号番号8について何か意見ございませんか。

1番委員 貸人の〇〇〇〇は農業を営んでいないのか。

事務局 事務局では、農業を営んでいないと把握している。

1番委員 同様に〇〇〇〇も農業を営んでいないのか。

事務局 同様に農業を営んでいないと把握している。

会長 議案第118号番号8について他に意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので議案第118号番号8は意見無しとします。
議案第118号番号9について、事務局より説明をお願いします。

事務局 32ページをご覧ください。
番号9につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。
所在につきましては、33ページから34ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。
面積は上から2,947㎡、2,369㎡、16㎡の計5,332㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人は番号1と同一のため省略します。
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和8年8月1日から令和14年7月31日までの6年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機2台、トラクター3台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、里芋、ねぎ、ピーマン、にんじんとなります。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地確認及び借人に話を伺いました。

現地につきましては、緑肥を撒いた後に耕耘された状態であり、今後の作付けに向けて土壌改良を行っていると思われます。今後は長ネギを作付けする予定ことでした。慎重審議の程よろしく願います。

会長 議案第118号番号9について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので議案第118号番号9は意見無しとします。
議案第119号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 35ページをご覧ください。
議案第119号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。

権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。
所在につきましては、36ページから38ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となっております。
面積は上から953㎡、903㎡の計1,856㎡となっております。
譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
譲渡人の経営面積は1,856㎡、
譲受人の経営面積は11,486.85㎡となります。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、トラクター2台、耕耘機2台、トラック3台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め5名と記載されております。
主たる経営作物は、ほうれん草、枝豆、さといもとなっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと申請者含め5名が満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地確認及び借人に話を伺いました。
現地につきましては、適切に管理されており、草も生えていないような状況でした。
譲受人に話を伺ったところ、昨年9月より譲受人の娘夫婦が就農しており、家族及び親戚と農業を営んでいるとのことでした。また、申請地の隣地は譲受人の所有農地であり、自宅からも近いので出荷もしやすく、農業を営みやすいとのことでした。今後は里芋、枝豆、ほうれん草などを中心に作付けしていく予定とのことですので、問題ないと思われます。慎重審議の程よろしく願います。

会長 議案第119号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。
議案第120号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

39ページをご覧ください。
議案第120号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。
番号1につきましては、
権利が賃借権の設定となっております。
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、40ページから41ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、
面積は上から419㎡、406㎡の計825㎡となっております。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由が、ストックヤード・駐車場となっております。
詳しい土地の選定理由ですが、申請者は自動車の修理・販売や自動車部品の販売等を行っており、年々業績が伸びているものの、既存の敷地では手狭であり、修理依頼を受けた車両の置場がなく、依頼の断念をせざるを得ない状況とのことでした。また、修理した車両等の置場がないため、修理作業の効率低下が生じていたとのことでした。選定条件を定め、周辺で候補地を探しましたが、適地が見つからず、当該申請地の地権者へ相談したところ、承諾を得ることができたため、申請に至ったとのことでした。
詳しい土地利用計画図は、42ページから43ページをご覧ください。
続きまして、44ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。
こちら立地基準につきましては、農地区分は第3種農地・第2種農地となります。
第3種農地は原則許可となりますが、第2種農地は必要性・代替性を満たさないと許可見込みとはなりません。申請書添付書類等で要件を満たしておりますので許可見込みがあると考えております。
続いて、一般基準についてご説明いたします。
資力および信用について、や申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。
また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。
事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員

現地を確認しました。

現在は多少雑草が目立つような状況ではありますが、問題ないかと思います。
ご審議の程よろしく願います。

会長 議案第120号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可相当とします。
議案第121号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 45ページをご覧ください。
議案第121号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。
こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認をしてほしいと依頼があり、今回審議案件といたしました。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆となっております。
所在につきましては46ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積は上から1,004㎡、4,106㎡、1,487㎡、3,725㎡、4,105㎡、997㎡、1,397㎡、2,878.98㎡の計19,699.98㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の免除年月日は令和8年12月5日となっております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 現地を確認しました。
現地は人参、枝豆、里芋が作付けされており、通年で水菜、小松菜等を作付けされているとのことです。適切に管理されており、問題ないかとおもわれますが、ご審議の程よろしく願います。

会長 議案第121号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。
議案第121号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 再度45ページをご覧ください。
番号2につきましては
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
〇の計7筆となっております。
所在につきましては47ページから48ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。

面積は上から3,816㎡、4,129㎡、5,935㎡、631㎡、856㎡、
5,197㎡、5,214㎡の計25,778㎡となっております。

照会人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予の免除年月日は令和9年4月17日となっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員 現地を確認しました。
現地は、主にさつまいもを作付けておりまして、空いている部分に関しても、現地を確認した際は、適切に管理されておりましたので、問題ないかと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第121号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。
議案第121号番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 49ページをご覧ください。
番号3につきましては
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計6筆
となっております。
所在につきましては50ページから51ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積は上から1,733㎡、1,022㎡、1,049㎡、547㎡、575㎡、1,391㎡の計6,
317㎡となっております。
照会人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の免除年月日は令和9年1月16日となっております。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 現地を確認しました。
現地は緑肥を撒いた後に耕耘されており、適切に管理されておりましたので、問題ないかと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

13番委員 現地を確認しました。
現地にはネギが作付されており、問題ないかと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第121号番号3について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局

52ページをご覧ください

報告第105号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計9筆となっております。

所在につきましては、53ページから56ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、

面積は上から1,791㎡、1,522㎡、1,334㎡、1,707㎡、1,411㎡、1,196㎡、62㎡、239㎡、85㎡の計9,347㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
あっせんの希望は無しで受理済みです。

57ページをご覧ください。

報告第106号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、当該地は市街化区域であり、農地転用の届出につきましては原則転用する前に届出を出すこととなっておりますが、本案件につきましては、事前に届出をすることなく転用工事に着手しておりました。今後このようなことがないように気を付ける旨の理由書が地権者より提出されているところでございます。

今回は理由書の提出をしてもらうことにより、事後の提出を認めたものであります。内容に戻ります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、58ページから60ページまでの案内図、公図の写し、計画図をご覧ください。

登記簿地目は畑、現況地目は公衆用道路となっております。

面積は上から105㎡となっております。

申請人は、

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、公衆用道路として受理済みです。

61ページをご覧ください。

報告第107号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の一部の1筆で、面積は1,245㎡のうち10㎡となっております。

所在等につきましては、62ページから66ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図、立面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用倉庫・駐車場及び進入路として受理済みです。

67ページをご覧ください。

報告第108号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。

番号1につきまして、権利は、所有権の移転です。

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在等につきましては、68ページから70ページまでの案内図、公図の写し、計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、当該地は市街化区域です。

面積は495㎡となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、住宅用地として受理済みです。

再度67ページをご覧ください。

番号2につきまして、権利は、所有権の移転です。

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在等につきましては、71ページから73ページまでの案内図、公図の写し、計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、当該地は市街化区域です。

面積は上から798㎡、1,480㎡の計2,278㎡となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、住宅用地として受理済みです。

74ページをご覧ください。

報告第109号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和8年1月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受

ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、75ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は1,390㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年間となります。

公告日は令和8年4月30日です。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。

議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 8 年 6 月 25 日

議長 長谷川 清行

署名委員 矢島 秀信

署名委員 鈴木 浩之